平成２４年（フ）第９５４号
埼玉県川口市東領家５丁目19番15号　202号、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市芝西２丁目13番11号　201号
破産者　平　　徳仁
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９７４号
さいたま市北区日進町1717―２　サンビレッジＢ―103、住民票上の住所さいたま市西区大字中野林275番地10
破産者　近藤　久夫
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４００号
横浜市中区池袋61番地８　ハイツ池田101号室、申立時の住所横浜市中区大和町１丁目14番地１　ラスターヒルズ山手302号室
破産者　高木　　徹
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３１８号
奈良県生駒市壱分町962　プラネット壱105号室、開始決定時の住所奈良県大和郡山市九条町1043番地52
破産者　松本　泰彦
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３５号
和歌山県有田郡広川町大字上津木977番地、前住所大阪府岸和田市南上町１丁目15番14号
破産者　奥田　友幸
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５８６号
大阪市旭区新森１丁目７番19―907号、前住所大阪府箕面市如意谷４丁目６番８―603号
破産者　北川　博之
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７７２号
大阪府豊中市浜１丁目６番18号
破産者　江藤　直道
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５５８号
大阪市天王寺区小橋町５番６号　ウェーブオバセ401号
破産者　中井　達也
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７４４号
大阪市福島区大開４丁目１番10―1211号、前住所大阪市福島区大開３丁目９番16―903号
破産者　極東冷機こと　西森　憲兒
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７４５号
大阪市福島区大開４丁目１番10―1211号、前住所大阪市福島区大開３丁目９番16―903号
破産者　西森　昌子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５５号
大阪府吹田市津雲台２丁目１番Ｃ２―206号
破産者　竹内　栄子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７８号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の５　上松上住宅２―14、開始決定時の住所大阪府高石市羽衣３丁目１番13号
破産者　一色賀代子
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
大阪府岸和田市尾生町5209番地の５　上町上住宅２―14、開始決定時の住所大阪府高石市羽衣３丁目１番13号
破産者　一色　良太
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
大阪府松原市阿保２丁目72―５、住民票上の住所大阪府豊中市庄内栄町３丁目12番35号
破産者　横畠美津恵
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０５号
堺市中区辻之1189番地223
破産者　元興土建こと　山本　幹興
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９１号
大分市上野町２番24号
破産者　奈良　博行
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目10番７―105号
破産者　矢野　文子（旧姓塩水）
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
鹿児島県霧島市隼人町小田214番地４
破産者　横山　照美
1　決定年月日　平成24年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係